(2) 個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (3) 指定事業所でないこと。 ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定事業所でないこと。					
二 前項第一欄に掲げる調査事業所のうち市町村長の定める日までに総務大臣及び経済産業大臣が同項第五欄に掲げる方法により調査事項に係る情報を受信していないもの並びに企業等の調査事業所のうち調査用名簿に記載されていないもの	調査員（第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第十二条第一項及び第十三条第一項において同じ。）（ただし、指定地域（令和六年能登半島地震の影響により経済センサス活動調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済	二の項第一欄に掲げる調査事業所に識別符号を記載した書類又は調査票を配布すること。	総務大臣及び経済産業大臣、調査員又は市町村長（ただし、指定地域においては総務大臣及び経済産業大臣又は市町村長）	総務大臣及び経済産業大臣が二の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること又は同欄に掲げる調査事業所から、調査員（ただし、指定地域においては総務大臣及び経済産業大	

(1) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。
(2) 個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること。
(3) 指定企業の調査事業所でないこと。
ニ 次に掲げる全ての要件に該当するもの
(1) 本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。
(2) 指定企業の調査事業所でないこと。